

景観形成基準

明礬温泉地区における行為の規制対象範囲			
行為に関する事項	建築物の建築	建築物の高さの最高限度	・建築物の高さは地盤面から15m以下かつ階数は3以下とする(図1参照)
		建築物の形態又は意匠の制限	・大規模な建築物は分節化により空間の変化に努める ・建築物の屋根は2方向以上10分の4以上の勾配屋根とし、適当な軒の出を有し、まちなみの景観を著しく損なわないものとする。
		建築物の色彩	・建築物の屋根及び外壁は彩度の低いものを基調とし、周囲の自然との調和に配慮する(明礬温泉地区色彩基準)。
		建築物の素材	・「日本建築」を基調として、周囲のまちなみとの素材感の調和を図る。
	工作物の建設	かき・さく又は塀の構造の制限	・道路に面する部分は、自然素材を活かした仕上げとする。 ・周辺の景観に威圧感・圧迫感を与えない高さ・意匠とする。
		その他の工作物	・金属製などの反射光のあるものは、公共空間から目立たない位置に設けるか又は樹木などで修景措置を行う。 ・公共施設などの眺望点からの眺望を損なわないような工作物の配置及び形態とする。 ・周辺の景観に威圧感・圧迫感を与えない高さ・意匠とする。 ・周辺景観に調和し落ち着いた色相の低彩度色を用いる(明礬温泉地区色彩基準参照)。
	開発行為	・地貌を大きく変化させる連続したのりを生じる切り盛りを避け、既存の地貌が著しく変更されるものでないこととする。 ・開発後の土地の地貌及び景観が周囲の景観と調和のとれたものとする。	
	土石類の採取	・変更は最小限のものとし、既存の地貌を著しく変更されるものでないこと。 ・道路その他公共の場から容易に望見できないよう植栽又は塀などで遮蔽措置を講じる。 ・採取後は、周辺及び地域に生育する樹種を基本とした緑化を行い周辺景観との調和を図る。	
	土地の形質の変更	・変更後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と調和のとれたものとする。 ・変更は最小限のものとし、既存の地貌を著しく変更されるものでないこと。	
	木竹の伐採	・目的に応じ、必要最小限の伐採とする。 ・既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。 ・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう植栽等により代替措置を講じることとする。	
屋外における物件の堆積	・道路などその他公共の場から容易に望見できないよう配置を工夫し、敷地外周部などの植栽及び塀などで遮蔽措置を講じる。		
特定照明	・夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いない。 ・照らす範囲を効率よく照射して上方へ漏れる光を抑え、光害の防止に努める。		

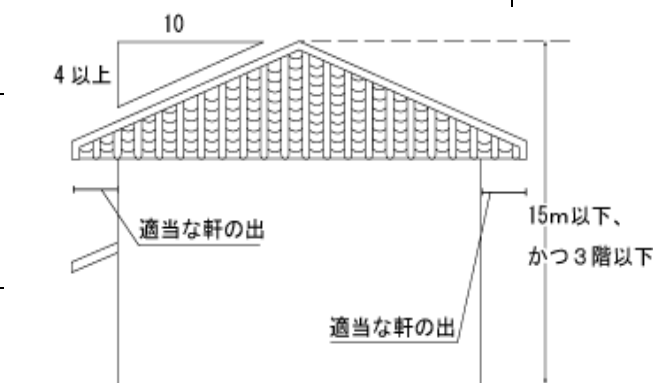


図1 建築物の高さの最高限度